

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、読谷村補助金交付規則（昭和49年読谷村規則第8号）に定めるもののほか、公共下水道へ接続するための排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、読谷村公共下水道接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公共下水道への接続を促進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 法第10条第1項に規定する工事をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者又は居住者若しくは土地の所有者
- (2) 国、県又は村の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者

- (3) 読谷村下水道条例（平成8年読谷村条例第6号）第8条に規定する下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けていること。
 - (4) 村税等を滞納していないこと。
 - (5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請書と異なる場合は、当該建物及び土地の所有者の同意を得ていること。
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合については、共有者のうち1人に補助金を交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、補助対象者とすることができる。
- （補助額）

第4条 補助額は、予算の範囲内で別表による額を交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の申請者は、次に掲げる書類を添付して、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- (4) 村民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書
- (5) 第3条第1項第5号の規定による建物及び土地の所有者の読谷村公共下水道接続促進事業工事同意書（第2号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第6条 管理者は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 申請者が相当と認められない場合には、読谷村公共下水道接続促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更及び辞退届）

第7条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定済者」という。）が、第5条の交付申請及び前条の決定内容を変更する場合若しくは接続工事を中止し、又は補助金の交付を辞退しようとするときには読谷村公共下水道接続促進事業補助金計画変更・中止届（第5号様式）又は読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書（第6号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定済者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、直ちに、管理者に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告及び補助金の請求）

第8条 前条の規定により、交付決定済者が、補助金の交付を受けようとするときは、工事の完了後、10日以内に次に掲げる書類を添付し、読谷村公共下水道接続促進事業排水設備工事完了報告書（第7号様式）及び読谷村公共下水道接続促進事業補助金請求書（第8号様式）及び委任状（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

- （1） 補助対象工事に係る工事内訳書の写し
- （2） 下水道排水設備工事完了届の写し
- （3） 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 補助金の交付は、前項の委任状をもって施工した者に支払うものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 前条第2項の規定により補助金の支払を受けた者は、当該補助金を第5条の申請に係る工事以外に使用してはならない。

（決定の取消し等）

第10条 管理者は、交付決定済者がこの要綱の規定又は交付要件に違反したときは、補助金の交付決定を取消することができる。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定済者に対し、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）を通知するものとする。

3 管理者は、交付決定済者が既に第8条第2項による補助金を受けていた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度から令和5年度までの補助額の特例)

2 第4条の規定は、令和3年度から令和5年度までに交付決定等の通知を受けた場合において、別表中「5万円」とあるのは「20万円」と、「10万円」とあるのは「25万円」と読み替えるものとする。

別表 (第4条関係)

補助額

種別	補助額
合併処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が5万円以上の場合は5万円
	補助対象工事費が5万円未満の場合は当該工事費の額
単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を設置している建物	補助対象工事費が10万円以上の場合は10万円
	補助対象工事費が10万円未満の場合は当該工事費の額

当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

読谷村長 殿

(申請者)

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付申請書

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

補助対象工事場所	読谷村字
住宅等所有者氏名	
補助金交付申請額	円
補助対象工事着手予定日	年 月 日
補助対象工事完了予定日	年 月 日

添付書類

- 1 補助対象工事の見積書の写し
- 2 補助対象工事の着手前の写真
- 3 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- 4 村民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書
- 5 読谷村公共下水道接続促進事業工事同意書（第 2 号様式）（必要な場合のみ）
- 6 その他村長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

読谷村長 殿

（建物又は土地の所有者）

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業工事同意書

読谷村公共下水道接続促進事業補助金の交付を申請するにあたり、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第3条第1項第5号に定める事項に関し、下記の申請者に委任します。

記

（申請者）

住所

氏名

印

電話

第3号様式（第6条関係）

読 第 号
年 月 日

殿

読谷村長 印

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった読谷村公共下水道接続促進事業補助金については、下記のとおり決定したので読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|------------|------|---|
| 1 交付決定番号 | 読 第 | 号 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助対象工事場所 | 読谷村字 | |

第4号様式（第6条関係）

読 第 号
年 月 日

殿

読谷村長 印

読谷村公共下水道接続促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け、申請のあった読谷村公共下水道接続促進事業補助金申請について審査したところ交付が認められませんでしたので、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

（不交付理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表する者は読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

読谷村長 殿

（交付決定済者）

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業補助金計画変更・中止届

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり接続工事の計画を（変更・中止）したいので届け出ます。

記

決定年月日・番号	年 月 日 読 第 号	
接続工事の変更	変 更 後	変 更 前
	変更の内容	
	変更の理由	
接続工事の中止		
中止の理由		

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

読谷村長 殿

（交付決定済者）

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書

読谷村公共下水道接続促進事業補助金の交付を受けた事業について、交付決定を辞退したいので、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | |
|---|----------|------|---|
| 1 | 交付決定番号 | 読 第 | 号 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助対象工事場所 | 読谷村字 | |
| 4 | 辞退の理由 | | |

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

読谷村長 殿

（交付決定済者）

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業排水設備工事完了報告書

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、排水設備工事が完了したので下記のとおり報告します。

記

決定年月日・番号		年 月 日 読 第 号
排水設備設置場所		
工事期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
排水設備 指定工事店	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	印

添付書類

- 1 補助対象工事に係る支払領収書の写し
- 2 下水道排水設備工事完了届の写し
- 3 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- 4 その他、村長が必要と認める書類

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

読谷村長 様

（交付決定済者）

住所

氏名

印

電話

読谷村公共下水道接続促進事業補助金請求書

年 月 日付け、読 第 号で交付決定を受けた読谷村公共下水道接続促進事業補助金について、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

第9号様式（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

委任者 住 所
氏 名 印
電 話

私は、 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた読谷村
公共下水道接続促進事業補助金の受領に関する権限を、次の者に委任します。

受任者 住所
指定工事店名
代表者名 印
電話番号

受任者が指定する振込先口座

金融機関名	
本支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第 10 号様式（第 10 条関係）

読 第 号
年 月 日

殿

読谷村長 印

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付決定取消通知書

読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付決定を受けた事業について、読谷村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり決定を取消しますので通知します。

記

1 交付決定年月日	年	月	日
2 交付決定番号	読 第		号
3 補助金交付決定額	金		円
4 取消額	金		円
5 取消後の補助金額	金		円
6 取消理由			

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、読谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に、読谷村を被告として（訴訟において読谷村を代表する者は読谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。